

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第12項まで及び第68項」を「第14項まで及び第70項」に改める。

別表第2第1項事務の種別の欄中「次項」を「次項及び第3項」に改め、同項金額の欄ア中「第81項」を「第83項」に、「第87項」を「第90項」に、「7,000円」を「8,000円」に改め、同欄イ中「14,000円」を「20,000円」に改め、同欄ウ中「24,000円」を「34,000円」に改め、同欄エ中「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「31,000円」を「36,000円」に改め、同欄中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 39,000円

別表第2第2項中「アからケまで」を「アからコまで」に改め、同表中第100項を第102項とし、第92項から第99項までを2項ずつ繰り下げ、同表第91項事務の種別の欄中「(平成28年国土交通省令第5号)第11条」を「第13条」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 2,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 11,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 26,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 47,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
9,500円
 - c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
15,500円
 - d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
47,000円
 - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
74,500円
 - f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
94,000円
 - g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 117,500円
- イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円
 - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円
 - (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
67,500円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
115,000円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 165,000円
- ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
- (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円
 - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円
 - (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
33,000円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
60,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 91,500円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準と同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
50,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
87,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 128,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
167,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
216,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
308,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
379,500円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
449,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 512,000円

カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
65,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
85,500円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
138,500円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
181,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
217,500円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 255,000円

別表第2中第91項を第93項とし、第90項を削り、同表第89項事務の種別の欄中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項金額の欄中「第87項」を「第90項」に、「イ又はウ」を「イからエまで」に改め、同項を同表第92項とし、同表第88項事務の種別の欄中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項金額の欄中「第86項」を「第89項」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に改め、同欄中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
50,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
87,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 128,000円

別表第2中第88項を第91項とし、同表第87項事務の種別の欄中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項金額の欄中「イ又はウ」を「イからエまで」に改め、同欄ア(ア)中「7,000円」を「8,000円」に改め、同欄ア(イ)中「14,000円」を「20,000円」に改め、同欄ア(ウ)中「24,000円」を「34,000円」に改め、同欄ア(エ)中「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「31,000円」を「36,000円」に改め、同欄中(ケ)を(コ)とし、(ク)を(ケ)とし、(キ)を(ク)とし、(カ)を(キ)

とし、(オ)を(カ)とし、(エ)の次に次のように加える。

(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
39,000円

別表第2第87項金額の欄中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書き(同条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第12条第2項ただし書き(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの((イ)に掲げるものを除く。)

a 一戸建ての住宅 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。)

a 一戸建ての住宅 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円

別表第2中第87項を第90項とし、同表第86項事務の種別の欄中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項金額の欄ア中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同欄ア(イ)a中「、第88項ア(イ)及びイ(イ)」を「及びエ(イ)並びに第91項ア(イ)、イ(イ)及びエ(イ)」に改め、同欄中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

- (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円
 - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円
- (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 100,000円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 175,000円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 256,000円

別表第2中第86項を第89項とし、同表第85項の次に次の1項を加える。

88	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 (ア) 一戸建ての住宅 2,500円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 11,500円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 26,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 47,000円 (ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メー
----	---	------------------------------	---

			トル未満のもの 5,500円 b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 9,500円 c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,500円 d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 47,000円 e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 74,500円 f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 94,000円 g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 117,500円 イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 67,500円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 115,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 165,000円 ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 67,500円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 115,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 165,000円
--	--	--	--

			ギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 33,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 60,500円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 91,500円 エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準と同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 50,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル
--	--	--	--

			ル未満のもの 87,500円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 128,000円 オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 167,000円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 216,000円 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 308,000円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 379,500円 (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 449,000円 (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 512,000円 カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 65,000円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 85,500円 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,500円
--	--	--	--

			(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 181,000円 (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 217,500円 (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 255,000円
--	--	--	--

別表第2第85項事務の種別の欄中「第12条第1項若しくは第2項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項若しくは第3項」を「第12条第2項」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 5,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。以下bからdまで、イ(イ)及びエ(イ)並びに次項ア(イ)、イ(イ)及びエ(イ)並びに第93項ア(イ)、イ(イ)及びエ(イ)において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 94,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

94,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
149,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
188,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
135,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
230,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 330,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
66,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
121,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準と同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
100,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
175,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 256,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
334,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
432,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
616,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
759,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
898,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,024,000円

カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
130,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
171,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
277,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

の 362,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
の 435,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 510,000円

別表第2中第85項を第87項とし、第84項を第86項とし、同表第83項金額の欄中「第81項」を「第83項」に、「イ又はウ」を「イからエまで」に改め、同項を同表第85項とし、同表第82項金額の欄中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同欄中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
50,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
87,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 128,000円

別表第2中第82項を第84項とし、同表第81項金額の欄中「イ又はウ」を「イからエまで」に改め、同欄ア(ア)中「7,000円」を「8,000円」に改め、同欄ア(イ)中「14,000円」を「20,000円」に改め、同欄ア(ウ)中「24,000円」を「34,000円」に改め、同欄ア(エ)中「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「31,000円」を「36,000円」に改め、同欄ア中(ケ)を(コ)とし、(ク)を(ケ)とし、(キ)を(ク)とし、(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)の次に次のように加える。

(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
39,000円

別表第2第81項金額の欄中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書き(同条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第12条第2項ただし書き(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区

分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの((イ)に掲げるものを除く。)

a 一戸建ての住宅 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。)

a 一戸建ての住宅 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円

別表第2中第81項を第83項とし、同表第80項金額の欄中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同欄中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 100,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

175,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 256,000円

別表第2中第80項を第82項とし、第77項から第79項までを2項ずつ繰り下げ、同表第76項金額の欄中「第74項」を「第76項」に、「イ又はウ」を「イからエまで」に改め、同項を同表第78項とし、第75項を第77項とし、同表第74項金額の欄中「イ又はウ」を「イからエまで」に改め、同欄ア(ア)中「7,000円」を「8,000円」に改め、同欄ア(イ)中「14,000円」を「20,000円」に改め、同欄ア(ウ)中「24,000円」を「34,000円」に改め、同欄ア(エ)中「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「31,000円」を「36,000円」に改め、同欄中(ケ)を(コ)とし、(ク)を(ケ)とし、(キ)を(ク)とし、(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)の次に次のように加える。

(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
39,000円

別表第2第74項金額の欄中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書き(同条第2項において準用する場合を含む。)又は第12条第2項ただし書き(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為の場合申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの((イ)に掲げるものを除く。)

a 一戸建ての住宅 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。)

a 一戸建ての住宅 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 床面積の合計が300平方メートル未

満のもの 13,500円 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円

別表第2中第74項を第76項とし、同表第73項金額の欄ア中「第75項」を「第77項」に改め、同欄ア(イ)中「第76項」を「第78項」に改め、同項を同表第75項とし、第11項から第72項までを2項ずつ繰り下げ、同表第10項金額の欄中「前項金額の欄アからケまで」を「前項金額の欄アからコまで」に改め、同項を同表第12項とし、同表第9項金額の欄エ中「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「31,000円」を「27,000円」に改め、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。
オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

33,000円

別表第2中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8	建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。)	要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物に関する完了検査手数料	第6項金額の欄ア又はイの額(昇降機を含む建築物については、同欄ア又はイの額に前項金額の欄ア又はイの額を加算した額)に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に定める額を加算した金額 ア 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項並びに第87項ア(ウ)、オ及びカ並びに第88項ア(ウ)、オ及びカにおいて同じ。)が30平方メートル以内のもの 3,000円 イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 5,000円 ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 6,000円 エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 7,000円 オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
---	--	---------------------------------------	---

			もの 8,000円 カ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 11,000円 キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 16,000円 ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 41,000円 ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 66,000円 コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 133,000円
--	--	--	--

別表第2中第6項を第7項とし、同表第5項中「次項」を「次項及び第8項」に改め、同項金額の欄ア(ア)中「14,000円」を「15,000円」に改め、同欄ア(イ)中「17,000円」を「24,000円」に改め、同欄ア(ウ)中「24,000円」を「34,000円」に改め、同欄ア(エ)中「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「35,000円」を「37,000円」に改め、同欄ア中(ケ)を(コ)とし、(ク)を(ケ)とし、(キ)を(ク)とし、(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)の次に次のように加える。

(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
42,000円

別表第2第5項金額の欄イ(エ)中「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「33,000円」を「28,000円」に改め、同欄イ中(ケ)を(コ)とし、(ク)を(ケ)とし、(キ)を(ク)とし、(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)の次に次のように加える。

(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
36,000円

別表第2中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同表第2項の次に次の1項を加える。

3	建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査(建築物のエネ	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に関する確認申請又は計画通知手数料	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(イに掲げるものを除く。)
---	---	--	---

	ルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第12条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為に限る。)		第1項金額の欄アからコまでの額(昇降機を含む建築物については、前項金額の欄アからエまでの額)に、次に定める額を加算した金額 (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。) 第1項金額の欄アからコまでの額(昇降機を含む建築物については、前項金額の欄アからエまでの額)に、次に定める額を加算した金額 (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
--	--	--	---

			a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円
--	--	--	--

第2条 久喜市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1第10項中「若しくは第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ」を削り、同表第11項中「若しくは第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」を削る。

別表第2第5項事務の種別の欄中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項金額の欄イ中「第18条第21項」を「第18条第30項」に改め、同表第6項から第8項までの規定中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表第9項から第12項までの規定中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表第13項中「第18条第24項第1号若しくは第2号」を「第18条第38項第1号若しくは第2号」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の久喜市手数料条例(次項において「新条例」という。)別表第2第1項(次項に掲げるものを除く。)、第2項(金額の欄アの規定に限る。)、第76項、第83項、第87項及び第90項の規定は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第2第1項(建築物の計画の変更に係るものに限る。)、第2項(金額の欄イ及びウの規定に限る。)、第6項、第8項、第11項、第12項、第78項、第85項及び第92項の規定は、施行日以後に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、施行日前に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。